

## 《保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】》

高槻市の認可保育施設（2・3号）の入所選考（利用調整）を申し込むにあたり、下記注意事項をご確認の上、最終ページにある保護者署名欄をご記入の上（保護者いずれもの署名が必要）、他の必要書類と合わせてご提出ください。

**最終ページの保護者署名欄への記入を忘れられた場合、入所選考（利用調整）の対象から外れるため、ご記入の上、再提出が必要となります。**

### 1. 教育・保育給付認定を受けてから

**【認定内容の変更、取消し等】**認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず市（保育幼稚園事業課）までお申し出ください。（子ども・保護者の氏名、住所変更、保護者の転職・離職・妊娠・育児休業の取得など）保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがありますのでご注意ください。保育認定を取り消されると、保育施設・事業の利用ができなくなります。

また認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設・事業の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要がありますので、ご相談ください。

**【認定の有効期間経過後の利用調整（選考）】**認定後、利用調整（選考）を受けていただけますが、有効期間が経過（求職活動、出産、就学に基づき発行した場合など）するまでに再度認定を受けていただけない場合は、利用調整（選考）対象から外れてしましますのでご注意ください。

なお、児童の年齢変更（3号認定〔満3歳未満〕から2号認定〔満3歳以上〕）に伴い認定が変更する場合は、保護者の特段の変更手続きなくして引き続き利用調整（選考）を受けていただくことが可能です。

### 2. 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）を利用する際の留意事項

**【卒園時の利用調整（選考）】**地域型保育事業は、0～2歳を預かる事業ですので、2歳児クラスを卒園後、他園にあらためて利用調整（選考）を経た上で入園いただくことになります。その際、連携施設やそれ以外の施設を希望された場合、利用調整（選考）上優先加点されますが、必ずしも入園が保証されるわけではありませんので、利用をご希望される際には予めご留意ください。また、連携施設によっては（幼稚園など）、入園料等の費用が発生することがありますので、希望される事業者にお問い合わせください。

**【地域型保育事業利用者の利用継続】**地域型保育事業にて育児休業取得に伴って利用継続を希望する場合、利用継続が可能な期間は、①育児休業対象児童が1歳に達する日の属する月末、②2歳児クラスの年度末（卒園）のうち早く迎える期間まで（※）となります。

※地域型保育事業に同一法人の完全連携があり、卒園時にその連携施設を希望する場合はこの限りではありません。

### 3. 公立施設のご利用を検討される場合の留意事項

公立施設については、「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」のもと、整理・集約及び認定こども園化並びに民間の積極的活用により認定こども園化を進めていく予定です。詳細は高槻市教育・保育施設ご利用の手引き3～4ページをご確認いただくとともに、公立施設を検討される場合は、予めご了承の上、ご希望ください。

### 4. 認可外保育施設が認可保育施設・事業を目指している場合の留意事項

認可外保育施設が認可保育施設・事業になる場合、現在在園されている方も市の利用調整（選考）を経た上でなければ再度利用することはできません。なお、再度同じ施設・事業をご希望される場合は、優先加点制度があります。

## 5. 個人情報の取り扱い方法について

**【個人情報の利用】**高槻市保育の利用選考、保育料（利用者負担）決定、保育料・給食費の徴収、スポーツ振興保険の加入・利用子どもの状況確認等の保育の利用に係る情報として、本課が貴方及び貴方の世帯員の課税状況、生活保護、障がいの程度、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療証、高等技能訓練促進費等の受給状況等を確認します。

**【共同利用】**前述の情報に関して、本市関係所管課等（保育幼稚園事業課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園指導課、子育て支援課、子ども保健課（子ども保健センター）、高槻市教育委員会、入所（予定）保育所等）が共同利用します。

## 6. 保育の利用選考に関する取り扱いについて

**【選考方法】**利用調整（選考）は、提出された申込書類及びその実態調査に基づき、各月の入所枠に応じて、保育の必要度合いの高い児童から内定となります。なお、選考は、施設・事業別・年齢別に実施しますので、定員に余裕のない場合は利用できません。

**【実態調査】**保育の必要性の認定事由及び状況審査における実態調査（事業主への確認等）において虚偽の申立が判明したり、就労等の実態が確認できない場合は、点数の変更・保育認定の取消しがなされることがあります。

**【定員】**保育士体制等により入所人数が定員より下回る場合があります。

**【クラス間での受入数調整】**小規模保育事業・事業所内保育事業所について、定員に空きがあるクラス（学年）に申し込みがなく、定員に空きのない他クラス（学年）に申し込みがある場合、他クラス（学年）の申込児童を内定とする場合があります。

**【入所日】**保育施設・事業の入所日は原則1日となります。育児休業等から復職される場合は、入所月の月末までに復帰が必要です。入所月の月末までに復帰ができない場合、内定が取消となる場合があります。  
※産前産後休暇明けの場合は、入所日は生後57日目になります。

**【希望園及び入所希望月等の変更】**希望園及び入所希望月等の変更は口頭では受け付けていません。希望を変更される場合は必ず締め切りまでに「保育の利用申込内容変更申請書」を提出してください。

**【育児のための短時間勤務制度の利用】**育児休業から復職後、育児のための短時間勤務制度を利用される場合、認められる勤務時間の下限は、1週間あたり30時間（週5日で1日8時間勤務の場合、1日あたり最大2時間の短縮まで）とします。それを下回る場合、短縮後の勤務時間で再度利用調整を行い、場合によっては内定取消の対象となりますのでご注意ください。

**【内定取消】**選考時点と利用時点で保育の事由の変更や就労時間の減少・就労先の変更（就労予定）等に伴い、点数に差異が生じた場合には、内定取り消しになりますので、状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください。また、育児休業後の職場復帰ができない場合や他市町村からの転入者で入所日までに本市への転入ができない場合も同様に、内定取り消しとなります。特に翌年度4月1次選考の申込については、提出書類の締切と入所日に4ヶ月以上の隔たりがあるので、十分ご注意ください。

（例）選考時「就労」⇒入所時「産前産後」、選考時「就労」⇒入所時「就労予定」（就労先の変更）

**【内定辞退】**選考において希望した施設・事業に利用可となったが、その内定を辞退した場合、以降の選考において減点対象となります（当該年度中に限る）。合わせて、保育の利用選考基準の調整加点「待機1年単位（求職活動期間・育児休業期間除く）」がリセットされ、再度施設・事業に申込をした場合、待機起算日は再申込月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は待機起算日は翌月（5月）からとなります。

**【育休中の特例】** 育児休業取得中は、原則、選考（転所含む）及び広域入所の依頼をかけることができません。ただし、保育所入所次第復帰する場合の入所選考はこの限りではありません。

**【保育の利用選考（継続）に関する取り扱い】** 保育の利用（継続）できる基準[就労（被雇用者）、自営、出産、病気障がい、同居人の看護・介護、母子通園、就学、求職活動]を組み合わせることはできません。ただし、同基準の中での組み合わせや特に密接な関連性が認められる場合はこの限りではありません。  
また、給付認定（保育認定）の有効期限切れの場合には、保育の利用選考上、保育の必要性が確認できないため、選考にかかりません。同有効期間経過後、再度保育の利用をご希望される方は、必ず保育認定を再度受けてください。

**【所得の申告】** 父母の所得について、申告が無く、市民税課税証明資料の提出がない場合、保育の利用選考上、所得加点の対象外となる他、同点の際の優先順位において不利になる場合があります。また、利用希望月が1月から8月までの間は前年1月1日時点、9月から12月までの間は当該年の1月1日に本市に住民票がなく、市民税課税証明資料の提出がない場合も同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

## 7. 保育料（利用者負担）に関する取り扱いについて

**【保育料最高ランク】** 父母及び家計の主宰者の保育料算定基礎資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で期限までに提出がない場合には、最高ランクの保育料設定がなされますのでご注意ください。

**【翌月反映・税額運動】** 保育料決定後に税額の変更があり、その税額の変更がわかる書類の提出をなされた場合、保育料への反映は、提出の翌月分からとなりますので、お早めにご提出ください。

**【口座振替】** 公立施設の保育料（給食費）及び民間保育所の保育料のお支払いは、口座振替でお願いいたします。

**【滞納処分】** 保育料の未納が理由なく続きますと滞納処分（給与・不動産・預金債権等の差押）を実施します。

**【実費徴収】** 3～5歳児クラスのお子様は、給食費（主食費、副食費）が保護者負担となります。公立施設1号の場合、主食費は月700円、副食費は月2,300円を徴収します。公立施設2号の場合、主食費は月1,300円、副食費は月4,500円を徴収します。

**【保育料減免・減額】** 生計を主として維持する者（※）について、会社都合の失業・自営業の休廃止・心身に重大な損害・死亡等が生じ、世帯収入が著しく減少し、利用者負担額（保育料等）の納付が困難になった際に、認可保育施設及び高機能認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等を減免・減額できる場合があります。（上記が発生した際に、父母等（家計の主宰者含む）全員の直近3ヶ月の平均月収合計額と、利用者負担額算定の基礎となる年度の平均月収（年収を12で除した額）の合計額を比較し、前者が後者の3分の1以下と認められる場合に全額免除。2分の1以下と認められる場合に半額減額。）

火災、地震等の災害により利用者負担額（保育料等）の納付が困難になった際に、認可保育施設・高機能認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等が減免できる場合があります。（居住する家屋が全壊・全焼したと認められる場合に全額免除。半壊・半焼したと認められる場合に半額減額。）

申請に必要な提出書類など、詳細については、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

※生計を主として維持する者とは、利用者負担額算定の基礎となる年度の所得金額が、父母等（家計の主宰者含む）の中で最も高い者のことです（例：令和7年4月～8月：令和6年度所得金額、令和7年9月～令和8年3月：令和7年度の所得金額）。

## 8. その他

【状況の変更】申込受付・入所（内定）後に次の事由が生じた場合には、必ずご連絡ください。

※保護者の仕事及び保育の必要な理由・状況（勤務先等）の変更があったとき又は保育の必要がなくなったとき

※同居の家族構成や住所に変更があったとき

※上記以外に特別な事情が生じたとき

【取下げ】保育の利用申し込みを取り下げられる場合は、「保育の利用申込内容変更申請書」を提出してください。

【特定負担額（上乗せ額）の徴収】施設によって、別途保育料以外の費用がかかるところがありますので、申し込みにあたり事前にご確認ください。

【保育施設の見学】大切なお子さんを預ける保育施設・事業を決める際には、事前に保育施設・事業を見学し、保育内容等の運営方針について、所長（園長）等に確認されることをお勧めします。特に私立施設・事業は各々保育方針が異なり、保育料以外に実費（制服や延長保育料、公民とともに3歳児以上は給食費等）を徴収しております。また、アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度に関わらず各園にお問い合わせください。アレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食を可能な範囲で行っていますが、対応ができないこともあります。

【健康状態】保育を実施するにあたりお子様の健康状態等で確認すべき内容がある場合、医師からの意見書の提出をお願いする場合があります。

### 保護者署名欄

上記事項の内容を確認・理解の上、承諾しました。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者1署名：\_\_\_\_\_ 保護者2署名：\_\_\_\_\_